

## 健康診断費用助成金交付要綱

(公社) 秋田県トラック協会

### (目的)

第1条 この要綱は、秋田県トラック協会（以下「秋ト協」という）の会員事業者の従業員が、健康を保持・増進するために法的に義務付けられている健康診断について、その費用の一部を助成することによって、健康の増進と事故防止に資することを目的とする。

### (助成対象)

第2条 会員事業所の従業員であること。経営者、管理者についても対象とし法定の義務付けのある者を対象とする。

### (対象診断)

第3条 労働安全衛生規則に規定される定期健康診断、特定業務従事者健康診断、雇い入れ時健康診断を対象とする。

### (助成期間)

第4条 実施期間は、平成29年4月1日から平成30年2月末日までとし、この間に受診し費用の支払いを終了したものとする。  
2. その年度において、予算額に達した時点で事業の終了とする。

### (助成金額)

第5条  
1. 会費算定の車両台数を限度として、1名あたり500円を助成する。  
2. 受診人数が、車両台数に満たない場合は受診人数分を限度とする。

### (支払い及び請求方法)

第6条 健康診断の受診料は、事業者がそれぞれ受診した医療機関に直接支払い、その領収書等の写しを添え、「健康診断助成金交付申請書兼内訳書」により請求するものとする。  
2. 上記申請書は2月末を締切日とする。

### (助成金の交付)

第7条 秋ト協は、助成金の交付請求があった場合に、その内容を審査し適正と認めるときは助成金を交付する。  
2. 助成金は、原則として会員会社の口座へ送金するものとする。

《附則》

1. この要綱は平成25年4月1日から適用する。
2. 平成26年5月22日改正、同年4月1日から実施する。
3. 平成27年5月25日改正、同年4月1日から実施する。
4. 平成28年5月25日改正、同年4月1日から実施する。
5. 平成29年3月21日改正、同年4月1日から実施する。